

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活にお悩みの皆様へ

040428

※②③生活福祉資金について、今回の特例措置では新たに、償還時において、
ななお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

<p>①住居確保給付金</p> <p>賃貸住宅の家賃の支給</p> <p>(例) 1人世帯：月3.3万円</p> <p>2人世帯：月4.0万円</p> <p>※支給期間：原則3ヶ月。最長9ヶ月。 (令和3年3月末までに申請した方に限り最長12ヶ月間)</p>	<p>②生活福祉資金 緊急小口資金(特例貸付)</p> <p>一時的な生活費の貸付</p> <p>20万円以内</p> <p>※無利子・保証人不要</p>	<p>③生活福祉資金 総合支援資金(特例貸付)</p> <p>当面の生活費の貸付</p> <p>単身世帯：月15万円以内</p> <p>2人以上世帯：月20万円以内</p> <p>※貸付期間：原則3ヶ月。 (令和3年3月末までに申請した方に限り最長6ヶ月間)</p> <p>※無利子・保証人不要</p>
<ul style="list-style-type: none"> 離職・廃業から2年以内、または、やむを得ない休業等により、収入が減少した方に家賃相当額を支給します。 <p>※支給額には上限があります。現在の収入や実際の家賃額、世帯人員等により異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産・収入に関する要件を満たした方が対象となります。 自治体(金沢市)から家主(不動産業者等)に振り込みます。 受給期間中は、求職活動等を行うことが要件となります。(受給期間や就労状況によって一部要件が異なります。) 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に、生活費をお貸しします。 <p><返済方法></p> <p>○据置期間：12ヶ月(1年間) ※令和4年12月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間を延長。 ※令和4年4月以降、新規に申請した初回貸付については、令和5年12月末日まで据置期間を延長。</p> <p>○償還期間：最長2年間(24回払い) ※20万円を借入の場合 返済額：1回目～23回目 8,330円/月 24回目(最終回) 8,410円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響を受け、失業や廃業・休業等により収入の減少があり、日常生活の維持が困難となっている世帯に、生活費をお貸しします。 <p><返済方法></p> <p>○据置期間：12ヶ月(1年間) ※令和4年12月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間を延長。 ※令和4年4月以降、新規に申請した初回貸付については、令和5年12月末日まで据置期間を延長。</p> <p>○償還期間：最長10年間(120回払い) ※45万円を借入の場合 返済額：1回目～120回目 3,750円/月 ※申請時に自立相談支援機関(金沢自立生活サポートセンター)の支援を受けることに同意していただく必要があります。</p>
<p>実施主体：金沢市</p>	<p>実施主体：石川県社会福祉協議会</p>	<p>実施主体：石川県社会福祉協議会</p>

【相談・申請受付】 ※申請は原則、郵送での受付となります。まずは、お電話でお問い合わせください。②③特例貸付の申請受付期間：令和4年8月31日まで。
社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 〒920-0864 石川県金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館
電話076-231-3571 午前9時～午後5時まで(土日祝日を除く)
FAX076-231-3560 ホームページ：<http://www.kana-syakyo.jp/> ※申請書類はホームページからダウンロードできます。